



米ドル建農林債（グリーンボンド）の発行の決定について



農林中央金庫（代表理事理事長：奥和登、以下「当金庫」）は、今般、以下のとおり、米ドル建農林債（以下「本債券」）を海外市場においてグリーンボンドとして発行することを決定しましたので、お知らせいたします。

農林債とは、当金庫の資金調達のために、「農林中央金庫法」に基づいて発行が認められた債券を指します。本債券の発行は、当金庫の外貨調達基盤をより強固にすることを旨とし、当金庫のお客様ならびに会員の皆様への一層安定した機能・サービス提供に貢献する取組みとなります。

本債券は、再生可能エネルギー事業など環境改善に資する事業（以下「適格グリーンプロジェクト」）への投融资に資金用途を限定し、当金庫で策定しているサステナブルボンドフレームワークを適用します。当金庫のサステナブルボンドフレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の「サステナビリティボンドガイドライン2021」、「グリーンボンド原則2021」及び「ソーシャルボンド原則2023」に準拠している旨の意見書を外部の評価機関から取得しております。

グリーンボンドの発行は2023年3月に続き4回目となります。グリーンボンドの発行およびその調達資金による投融资を通じて、持続可能な環境や社会の実現に貢献してまいります。

【当金庫のグリーンボンド発行概要】

発行体	農林中央金庫
通貨	米ドル建て
発行金額	5億米ドル
発行日	2024年10月16日 (条件決定日：2024年10月8日)
年限	5年（償還期限：2029年10月16日）
資金用途	一定の要件を満たす適格グリーンプロジェクト に対するファイナンス
利率	5.094%
上場証券取引所	シンガポール証券取引所（SGX）
第三者認証機関	Sustainalytics

【本件に関するお問い合わせ先】

農林中央金庫 コーポレートデザイン部 広報コミュニケーション班（宮澤・藏方）

TEL 03-6362-7172

この文書は、当金庫の証券発行に関して一般に公表することのみを目的とするものであり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては日本国内又は米国内における本証券の公募は行われません。また、この文書は、日本、米国その他の国における証券の勧誘を構成するものではありません。本証券は、金融商品取引法、1933年米国証券法その他いかなる適用ある証券関連法令に従って届出又は登録がなされたものでも、また今後届出又は登録がなされるものでもありません。日本およびその他の法域においても、金融商品取引法、1933年米国証券法その他適用ある証券関連法令に基づいて証券の届出若しくは登録が求められる場合には、これを行うか又は届出若しくは登録の免除を受ける場合を除き、本証券の勧誘又は販売を行うことはできません。

以上